

会議録（要旨）

- 1 会議名 令和2年度第2回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会議種別 付属機関
- 3 議題
 - ・ 障害福祉サービス等ニーズ把握調査について
 - ・ 「第6期北九州市障害福祉計画」及び「第2期北九州市障害児福祉計画」について
 - ・ 「北九州市障害者支援計画」について
 - ・ 今後の予定について
- 4 開催日時 令和3年2月
- 5 開催場所 新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催

6 参加者氏名

【委員】(50音順、敬称略)

伊野委員、今村委員（会長代理）、榎委員、小鉢委員、近藤委員、白川委員、高瀬委員、高橋委員、田中委員、中口委員、中村（恵美子）委員、中村（貴志）委員（会長）、原賀委員、久森委員、本城委員、松尾委員、松崎委員、民田委員、森委員、山田委員（計20名）

【事務局】

障害福祉部等

7 会議経過（各委員からの意見・質問及び本市の考え方）

（1）障害福祉サービス等ニーズ把握調査について

- アンケートの回答数が少ないのではないか。

（事務局）

統計学上、必要な調査対象者数は信頼水準95%かつ標本誤差3%で約1,000人とされており、必要なサンプルは確保しているが、今後は調査期間の途中で再度協力要請するなど回収率向上に取り組んでいきたい。

- 今後は年代別の回答者数の最低数確保、障害別ニーズ把握が必要なのは。

(事務局)

「地域生活に必要な支援」など十分な母数を得られなかった設問や、対象年代にそぐわない設問もあったため、今後、回答数を十分確保できるよう調査内容を見直していきたい。

- 聞き取り調査はしていないのか。

(事務局)

今回は新型コロナウイルス感染拡大中での実施となったため聞き取り調査は行わなかったが、次回は調査員による聞き取り調査も検討する。

- 難病に特化したニーズ把握調査の必要性を改めて感じた。年代別、疾患系統別のニーズ把握が必要ではないか。

(事務局)

難病に特化した調査については、今後の調査時に調査項目を工夫するなどの見直しを検討したい。

- 強度行動障害の人が障害福祉サービスを受けようとしても受け入れられない状況を踏まえ、障害福祉サービスの今後3年間の利用意向については、質問項目を検討してもらえると嬉しい。

(事務局)

障害福祉サービスの利用を希望するも利用できていない状況の把握など、今後、「現在のサービス利用」や「今後3年以内の利用予定」の選択肢について検討していく。

- 調査というものの性質上仕方がないが、質問の中で選択肢が限られれば、近いものを選択せざるを得ない。当事者の「気持ち」はどうか慎重に考えなければならないと思う。

(事務局)

今後、自由記載欄を工夫するとともに、聞き取りによる調査も検討していきたい。

また、ニーズ把握調査のみならず、相談機関等から個別事例の情報を得るなどして、障害のある人の意向を丁寧に汲み取っていきたい。

- 「生活に関する悩み・不安の相談相手」として、難病は他の障害と比べて福祉専門職への相談が少ないという結果だが、考察が必要ではないか。

(事務局)

難病患者の「生活に関する悩み・不安の相談相手」が他の障害と比べて福祉専門職種が少ないという結果を踏まえて、今後もそれぞれの疾病の特性に応じた支

援を行っていく。

- 病院においても、医療費助成の申請だけでなく、福祉相談窓口（難病相談支援センター、難病コーディネーター）に積極的に繋がられるようなシステムの強化、充実が必要だと思う。診断時に福祉へ繋げることで、早期支援ができると思う。

（事務局）

難病相談支援センターでは、現在も医療機関等の関係機関と連携しながら、それぞれの患者の相談内容に応じて、必要とする福祉相談窓口に繋がっている。今後とも関係機関とより一層の連携強化に努めていく。

- 難病患者について、「仕事を自分で探した」、「職場での障害への理解度が他の障害種別に比べて低い」など、他の障害種別と異なる結果をどう読み取るのか。

難病のある人の特性に応じた支援の開発が必要なのではないか。

（事務局）

難病患者の多くは中途障害なので、すでに就労している人もあり、その結果「仕事を自分で探した」という人が多くなっているものと理解している。また、他の障害と比べて職場での理解度が若干少ないように思われるので、個々の事情に応じた支援ができるよう模索したい。

- 調査結果では、発達障害がある人の非正規雇用率が非常に高くなっている。改善のためには、発達障害者支援地域協議会にて、闊達な議論と実効性のある政策の立案が必要と思う。

学童期から本人の素質と課題を見出すように努め、長所を生かせる職を目指すための進路選択と技能習得のための支援が必要ではないか。

（事務局）

発達障害者の就労支援は重要な課題であると認識しており、令和2年度に開催した発達障害者支援地域協議会においても、学齢期から一貫した支援体制や、一人ひとりの「強み」を活かした就労支援について更に検討すべきとの意見をいただいている。

地域協議会では令和3年度に「専門部会」を立ち上げ、全体会と合わせて包括的な支援システムについてより具体的な検討を進めることとしており、ご指摘の「長所を生かせる職を目指すための支援」についても、その在り方について検討を進めていく。

- 全体的に様々な要因もあると思うが、思っていた通りの結果と全く予想しなかった結果があり、興味深い結果が出ていると思う。

具体例としては、

- ①学校での発達障害に対する理解について、8割以上が「理解されている」とい

- う結果だったが、理解が足りないと思っている人がもう少し多いと感じていた。
- ②外出時に困ったことについて、身体障害に「まわりの人の目が気になる」を選んだ人が少ないが、以前は脳性まひ、車いすユーザー、聴覚障害（手話）、下肢、上肢、言語障害等々の人からジロジロ見られて嫌だと聞いていた。
- ③生活に関する悩みなどの相談先について、難病の人は「家族や親せき」「友人・知人」等が多い。「医療機関」も2割ほどで、福祉に繋がっていない。
- ④今後の就労意向について、現在働いていない人のうち「仕事をしたい人」の割合がもう少し高いのかなと思っていた。身体状況、障害の状況、疾患の状況、重複等々いろいろあるかとは思うが。

（２）「第６期北九州市障害福祉計画」及び「第２期北九州市障害児福祉計画」について

■成果目標１「施設入所者の地域生活への移行」について

- 地域移行は地域の受け皿がしっかりとしていないと安心できないと思う。知的障害と発達障害がある人や行動障害がある人はグループホームで手厚い支援がいるし、特に夜間支援の整備には力を入れてほしいと思う。

発達障害の特性を踏まえた支援ができるように支援の質を向上していただきたい。そのために職員の待遇改善や報酬増額、発達障害支援資格研修制度なども国のほうへ働きかけをお願いしたい。

（事務局）

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定において、共同生活援助の重度化・高齢化への対応として、強度行動障害を有する障害者に対して支援した場合の加算及び夜間体制加算の見直しや、強度行動障害者の体験利用を評価する加算が新設される。

なお、本市では引き続き、二十一大都市会議（東京都＋全政令指定都市：二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議）を通じて、各施設の改修や手厚い看護体制など高齢障害者のニーズに的確に対応した日中活動サービスを提供できるよう、施設整備の補助や報酬の見直しなどを国へ要望している。

■成果目標３「地域生活支援拠点等の機能の充実」について

- 「面的整備」とはどういうことか。

（事務局）

国の指針では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、対応するために地域に必要な機能として①「相談」、②「緊急時の受け入れ・対応」、③「体験の機会・場」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」の５つが示されている。

地域における体制整備の手法として、単独の法人で様々な機能を集約することを「多機能拠点整備型」を呼ぶのに対し、複数の事業所や法人等の連携により必

要な機能を確保することを「面的整備型」としている。

- 現在の稼働状況を教えてほしい。

(事務局)

地域生活支援拠点等における緊急時の受入機能として、令和2年7月に1件対応を行った。当面、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことを踏まえて、介護者不在やサービス利用困難なケースに対応できるよう体制の維持に努めていく。

- 障害福祉計画に示されている地域生活支援については、地域福祉活動計画ともつながりが求められると考えている。

地域福祉計画では見守り・困りごとのニーズの把握に校（地）区での取り組みが示されている。障害のある人が地域の中で孤立している現状を打開するためには、当事者側への適切な働きかけと地域のお世話団体等への適切な働きかけが求められる。市としても、「障害のある人の世帯」への対応が、どのように行われているのかを確認いただき、課題解決にご支援をお願いしたい。

(事務局)

障害のある人が地域で生活する上での課題を協議する場として、障害者自立支援協議会を設置している。協議会のうち地域ネットワーク部会において、地域での孤立を防ぐために「障害のある人の世帯」に気付く仕組みづくりや情報の届け方の重要性が共有されたところである。

現在、サービスにつなげていない障害のある世帯の課題解決については、障害者基幹相談支援センターが相談を受けているが、今後、障害のある世帯と身近な地域を結びつけることは、防災等の観点からも一層重要になると思われる。

引き続き、障害者自立支援協議会において、障害のある人の世帯が孤立しないような働きかけ方や地域との連携方法等、具体的な取組を検討していく。

■成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」について

- 他の支援策では協議の場が設けられているが、就労定着支援についての当事者・雇用者・支援者の協議の場はあるのか。

(事務局)

障害福祉サービスにおける就労定着支援は、一般の事業所に雇用された障害のある方の就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けて必要な支援を行っており、当事者・雇用者・支援者で協議の場が必要な場合、就労定着支援事業所が調整を行っている。

また、北九州障害者しごとサポートセンターにおいては、障害福祉サービスを利用していない障害のある方や、障害福祉サービスの利用期間（3年間）経過後

も本人の希望や状況、事業主の状況等に応じて支援の継続が必要な方に対して定着支援を行っている。

■成果目標 5 「障害児支援の提供体制の整備等」について

イ「聴覚障害児支援のための中核機能を果たす体制の確保」について

- 聴覚障害児支援のための中核機能を果たす体制の確保について、具体的にどのようなものになるのか。

「保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会設置や保護者への相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援等」について北九州市がイメージしている体制を教えてください。

（事務局）

聴覚障害児の支援には乳児期からの適切な支援が求められ、また、ライフステージや状態像に応じて支援主体が異なる。このため、保健・医療・福祉・教育等の垣根を排除し、乳児期から成長の過程において、切れ目のない支援を行う必要がある。本市では総合療育センターを中心に、関係機関の連携を強化し、切れ目のない適切な支援を実施する体制を構築していく。

「保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会設置」については、すでに「北九州市聴覚障害児支援協議会」を設置しており、関係機関の情報共有を始め聴覚障害児支援体制構築に向けた協議を行っている。

「保護者への相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援」については、本事業に参画する総合療育センター言語聴覚士により、技術的支援を実施する。

ウ「重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所等の確保」について

- 居宅訪問児童発達支援は、最重度自閉症や強度行動障害のある児童などもこのサービス利用が可能になることもあるのか。それとも、別のサービスで受けられるものがあるのか。

（事務局）

居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導等必要な訓練などを提供するものであることから、対象年齢は小学校就学前に限らず、満 18 歳に達するまで利用可能となっている。

具体的には、

- ① 重度の障害の状態（各種手帳の重度判定）
- ② 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ③ 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

で外出が困難な児童
となっている。

障害児支援利用計画案の提出が必須となっており、個々の状態を判断して支給決定を行う。

また、総合療育センターでは、地域支援室の専門スタッフが在宅障害児の家庭又は地域の拠点に定期的もしくは臨時的に派遣し、個別・集団の方法で療育指導や相談・助言を行う事業を実施している。

■成果目標 7 「障害福祉サービス等の質の向上」について

- 発達障害の人の福祉サービス利用が年々増えている中、放課後等デイサービスなどでの専門職（専門支援加算）の配置はありがたいことでもあるが、発達支援に関しての専門的な質の向上ではないように感じている。

発達障害を支援するための人材の育成をお願いしたい。人材の育成には、時間もお金もかかると思うし、質の向上には職に見合った報酬が関係していると思う。

職員に対する処遇の改善や報酬の改善など、障害福祉への予算がしっかりとつけばよいと思う。

強度行動障害支援者養成研修のようなイメージだが、発達障害についての公的な研修事業など国で、または地域で検討していただきたい。

（事務局）

本市では発達障害者支援センターつばさにおいて、年間を通じて様々な講演や研修会を行っており、放課後等デイサービスなどの支援者の方々にも広くご参加いただいている。国の研修等とは異なり報酬等と直結するものではないが、これらの研修を通して、各事業所における支援の質の向上はもとより、事業所の支援者の方々のスキルアップ、キャリアアップにも寄与するものと考えている。

市では今後も関係者の皆様のご意見を聞きながら、研修内容の工夫を重ねていく。

■成果目標 8 「発達障害児・者支援の充実・強化」について

- 発達障害への理解と正しい支援を啓発していくことが大切だと思う。

2月9日に新聞や報道されたが「福岡市立特別支援学校の元生徒が人権救済の申し立てをした」とあり、「廊下の小部屋に入れられて不登校になった。学校側の対応への不服があった」とのこと。詳細は分からないものの、学校からの説明や話し合いでは解決できない大きなすれ違いがあったのかと思われる。障害の特性の捉え方も双方で異なっていたのかもしれない。発達障害を知らない人は、「小部屋とは何だろう」と疑問に思う方もおられると思う。まずは各方面で発達障害の理解や啓発をもっと続けなくては、教育や療育の場、福祉サービスや関連機関での発達障害の人への支援が後戻りしそうな気になる。

支援の充実のためにも初めの一步である「理解」にいつも立ちかえること、発

達障害のある人は「個別の支援」が必要であること、「本人が中心」で支援を考えると、他にも重要なことはまだあるかもしれないが、一貫した支援を考えると時の話し合える共通理解が必要だと思った。

強度行動障害の支援体制の構築、期待している。そこから重度者や行動障害がある人のグループホームや生活の場、就労の場、療育、教育の環境整備につながるようにと願っている。

（事務局）

発達障害への理解と基本となる支援の重要性について、地域社会の共通理解が必要であり、常に基本に立ち返った学びを積み重ねることが大切であると考えている。ご指摘の事例について詳細は明らかではないが、一人ひとりの特性に合わせた個別の配慮や環境の調整など、基本の手立てを家庭と支援の場が共有し、一体となって進めることがまず必要であり、こうした考えに今後も変わりはない。

令和3年度からの発達障害者支援地域協議会「専門部会」においても、発達障害への理解や基本の手立てについて、また強度行動障害への支援について、多職種の専門職や当事者・家族の皆様と共に議論を進めていく。

■活動指標「（２）日中活動系サービス」について

ケ、コ「短期入所」について

- 短期入所は障害特性により受け入れてもらえないことが多々ある。

事業所に対する（人員や報酬等）の対策を検討し、誰もが平等にサービス利用できることを願う。

■活動指標「（３）自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援」について

イ「共同生活援助（グループホーム）」について

- 知的障害のある本人と家族の高齢化はどんどん進み、それに伴い、グループホーム利用のニーズも高まっている。

福祉計画をみると、これまでの実績、これからの見込み量も確実に増えている。

しかし、重度の障害者が利用できるグループホームはとても少なく、グループホームへの移行が難しいのが現状。

サービス提供事業者へ、重度・高齢者に特化したグループホームの開設を積極的に指導してほしい。

（事務局）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、共同生活援助の重度化・高齢化への対応として、強度行動障害を有する障害者の重度支援加算対象要件の拡大や、強度行動障害を有する者の受入促進のための体験利用を評価する加算が新設される。

本市においても、地域での居住の場の一つとなるグループホームは、ニーズの高いサービスだと考え、整備促進を進めており、施設数及び利用人員とも増加し

ているところである。

また、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保する日中サービス支援型のグループホームも2か所指定しており、今後も事業所への働きかけを行う。

加えて、新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設に向けた支援に加え、これまで以上に安心してグループホームを利用できるように、事業者等への集団指導や実地指導を通じて、法令の遵守、適切なサービスを提供するよう指導していく。

(3)「北九州市障害者支援計画」について

- 成年後見制度利用促進について、障害年金等の受給での具体的なイメージが浮かばない。利用により生活費用が少なくなることはないのか、ご教示いただきたい。

(事務局)

判断能力が十分でない人を援助するための成年後見制度の目的として、通帳の保管などの財産管理の他、生活・療養に必要な手続などの生活支援や誤った判断に基づいた法律行為の取消などがある。お尋ねの障害年金を受給されている方の場合、在宅生活から施設入所に移行する際、入所契約のために成年後見制度を利用することが想定される。

なお、制度を利用した場合、後見人等には、被後見人等の財産から報酬が支払われることになり、報酬額は家庭裁判所が管理する財産額等を基に審判により決定する。

- 「成年後見制度の利用環境の整備」は重要だと思う。当事者を中心に据えて、日常の金銭の支援をしている障害福祉の関係者及び関連者の連携を強化することで、適切な利用ができるようになるかもしれない。

障害年金や工賃のみの当事者にとっては、成年後見人等への費用が負担で、年数を経るとかなりの額になると思われることが利用できない要因かもしれない。それから、一度後見人を決定すると替えることや利用をやめることができにくいと聞いている。多額の支出や契約の際に、一時的に利用できるような仕組みなど、柔軟性や利便性の工夫があればよいのと思う。

また、発達障害や知的障害の人に意思の確認や決定を求めてもうまく表わせない当事者もおられるので、制度利用の際に周囲の人は障害への理解や専門性が求められると思う。

この制度は、自分の子どもには適していないと感じる保護者も多く、今のところ関心は低いようである。日常で必要とされる支援やメリットがある制度、わかりやすい制度になれば利用しやすいと思う。

(事務局)

成年後見制度の利用環境の整備については、成年後見制度の利用の促進に関す

る法律に基づき、国の計画と協調しながら段階的・計画的に進めているところである。

国の計画では、後見開始後の柔軟な後見人の交代や制度利用に係る費用助成、福祉関係者と後見人等がチームとして本人を見守る体制の整備等が取り組むべき課題となっている。また、意思の確認や決定については、裁判所、厚生労働省、専門職団体からなるワーキンググループにより、指針が策定され、普及啓発が図られているところである。

引き続き、国の動向を踏まえながら、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善に取り組んでいく。

- 成年後見人や成年被後見人、利用支援事業や利用促進計画やら、類似した用語が多いかと思う。法律用語なので丁寧な説明を繰り返すことが必要かと思った。より丁寧な対応をしていくために、今後は用語の解説なども入れていくことを検討することにも必要かと感じた。

(事務局)

制度の利用、普及のためには利用者や関係者の理解が欠かせないことから、わかりやすく丁寧な説明に努めていく。

- 資産より負債が多く、身内に後見人になりたがる人がいない場合、どのようにすれば成年被後見制度を利用できるか。

(事務局)

事情により親族による後見が困難な場合、法定後見制度の開始を家庭裁判所に申し立てていただくこととなる。家庭裁判所が弁護士などの専門職等から後見人を決定することで、成年後見制度の利用が可能となる。

- 成年後見制度の利用促進は、権利擁護の手段の一つとして必要不可欠だと思う。

裁判所や後見人が意思決定支援を理解していればよい制度だと思う。

(事務局)

意思の確認や決定については、裁判所、厚生労働省、専門職団体からなるワーキンググループにより、指針が策定され、普及啓発が図られているところである。今後も、意思決定支援の理解を促進することで、障害のある人本人の意思決定支援を踏まえた後見事務が行われるよう努めていく。

(4) その他の意見及び質問

- 計画の理念にある「障害種別によらない一元的な障害福祉サービス」とは何か。

(事務局)

発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者等については、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、障害の種類に関わらず障害福祉サービスを提供していくこととしている。

- 「目標達成のための取り組み」について、障害者計画に係る施策による旨の記載あるが、障害者計画の次期策定まで、新たな取り組みはないということか。

(事務局)

障害者計画には基本的な施策を掲載しているが、これらの施策に沿った既存事業の拡充や新規事業は毎年度展開していく。

- 北九州市の障害福祉支援事業について、広報活動が重要だと思う。

(事務局)

障害のある人やその家族が利用できるサービス等については、相談支援事業所や各種相談窓口における情報提供をはじめ、市政だよりや障害福祉ガイドの配布、ホームページ等で広報を行っているが、更なる周知を検討していきたい。

- 障害者を支える人材の維持・育成にもっと力を入れるべき。

(事務局)

本市では、障害福祉サービスの従事者を対象とした各種の講演会や研修を行い、その育成に努めているところである。今後も次世代の支援者が障害への正しい理解のもと、安心して支援に取り組み、スキルアップからキャリアアップにもつながるよう、人材育成の充実に努めていく。

また本市では当事者の視点から障害のある人に寄り添い支援を行う担い手として、発達障害に係るペアレントメンターや精神障害に係るピアサポーター、ピアカウンセリングなどの事業を進めている。障害のある人とその家族が安心して生活するためには、公的サービスとあわせて、同じ悩みや経験のある当事者からの支援が重要であると考えており、今後も関係団体等と連携しながら、担い手の確保と育成に取り組んでいく。

- 移行期支援について（障害児支援→障害者支援）、今後はどうなるのか。発達障害児については成人後までを見据えた目標があるが、難病児についてもきめ細やかな移行期支援が必要だと思う。

(事務局)

小児から成人に移行した場合、利用できない支援制度があることや、小児慢性特定疾病では該当する疾病が指定難病では該当しない疾病も多いことから、医療機関の地域連携室等の関係機関と連携を図りながら、指定の年齢を超えて支援している事例もある。

今後も関係機関と協力して、医療面、学校生活の継続、就職、就労継続などについて、切れ目のない支援が行えるよう努めていく。

- 難病のある人の特性に応じた支援の開発が必要なのではないか。

(事務局)

難病患者はそれぞれが抱える疾病によって症状や治療方法などが大きく異なり、必要な支援やその時期等も異なることから、個々の患者・家族が抱える不安や悩みなどをお聞きした上で、それぞれの疾病の特性に応じた支援を行っていく。

- コロナ禍での学びの反映、特に訪問系においてはサービス自体が減少する結果があった。相談支援などオンラインその他の ICT を柔軟かつ、安全に活用する必要があるのでは。

(事務局)

障害福祉サービスにおける ICT の活用は、既に一部のサービスにおいて適用が始まっており、利用者との直接のやり取りについては、就労定着支援の雇用に伴う日常生活の相談等の支援において認められている。

相談支援業務は、個々の利用者の特性、その利用者を取り巻く環境等も含め状態を把握する必要があることから、対面が原則とされているところだが、コロナ禍を経た情勢の変化を踏まえて、今後の国の動向を注視していく。

- 障害のある人がその人が持つ可能性を生かせる場を提供することがノーマライゼーションであり、権利擁護だと考える。

障害福祉サービスに当事者を当てはめるのではなく、当事者に合わせたサービスを組み合わせ・アレンジしながらサービスを提供してほしい。

(事務局)

障害のある人が、基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるためには、本人の意思に基づいて、障害の特性に配慮した適切なサービスを活用することが重要と考える。

相談支援は、障害のある人の意思やニーズと、サービスをつなぐ役割を担っていることから、引き続き、相談支援専門員に対する研修等を通じて、相談支援の質の向上を図っていく。

- 子どもが生まれてなくなるまでの長いスパンで、福祉サービスと情報の共有ができればいいと思う。

電話番号 093-582-2453